



人権保育から、保護者支援を考える

もりもと く に こ
森本 宮仁子 さん (大阪聖和保育園 事務局長)

人権保育専門講座2では、大阪聖和保育園 事務局長(前園長)の森本 宮仁子さんに、「人権保育から、保護者支援を考える」と題してご講演いただきました。新型コロナウイルスの影響により、当初予定していた3講座のうち2つは中止となってしまいましたが、志摩市の会場で開催することができました。

保育士の役割とは、子どもの人権を大切にするとともに、保護者の思いを大切にするとともに、保護者支援をおこなうことであることを、豊かな実践に基づいてお話しいただきました。

「他者実現愛」…人権保育の人的環境

保育者の子どもへの思いの在り方は、重要な人的環境となります。保育者の価値観をもとに「いつも精一杯頑張っているね」「よく気がつくええ子やわ」と愛したり、「なんで話を聞いてくれへんのやろ」「ちっとも言うとおりにしてくれへん」と否定し、保護者や家庭にその原因を押しつかけたりしてしまうことがあります。これは「価値愛」に基づく保育です。

私たちは、家族や地域も含めた環境のなかで、育ちたい方向に育っていくというのを支援する「他者実現愛」を大切にしなければなりません。日々保育をおこなうなかで、様々な課題もみえてきます。その子が今こうしていることの意味、なぜこの子がしんどい思いをさせられているのかということについて考え、どう援助していけるのか、それを考えていくのが保育者の役割です。そして、そこに欠かせないのが保護者支援なのです。

大切な人を目的地まで届けるのが「保護者支援」



児童福祉法に保育士の役割として「児童の保育」「児童の保護者に対する保育に関する指導」の2つが挙げられています。「指導」というと、ダメなところを否定して上から教え込む、という印象がありますが、そうではありません。指導(コーチ)の語源が「コチ=馬車」であるように、「大切な人を目的地まで届ける」ことが指導、「保護者支援」です。対等な立場で保護者の思いや願いを聴き、それを実現させていくためにはどうしたらいいのかを一緒に考えて、保護者の望む目的地に届けていくのが「保護者に対する保育に関する指導」なのです。

どうすれば適切な声かけができるのか ~ワークを通して相談・援助の基本を考えよう~

ワーク①「家族はどれ？」を通して価値観の違いに気づくことやアサーション(さわやかな自己主張)の良さを学びました。またワーク②「保護者からの相談に答える」では、保育者が陥りがちな保護者との対応を具体的に考えながら、「バイステックの7原則(*)」を参考に、どうすれば適切な声かけができるのか、相談・援助の基本について参加者みんなで考え合いました。

(*)「バイステックの7原則」…アメリカの社会福祉学者フェリックス・P・バイステックが1957年に著書の中で記したケースワークの原則

【参加者のアンケートより】

- (よくない保護者対応として)陥りやすいパターンでは、一つではなく全部に当てはまる自分がこわかったです。日々の保育で実行していきたいと思うことがたくさんありました。
- 解決策を伝えるのではなく、保護者自身が納得して解決することができるよう、聴いていきたいです。
- “信頼関係は降ってこない”“私が変われば相手が変わる”素敵な言葉をたくさんありがとうございました。